

2019 年 11 月 20 日

「行田足袋」、「江戸押絵」、「浪華本染め」を伝統的工芸品として指定しました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に定める伝統的工芸品として、「行田足袋」、「江戸押絵」、「浪華本染め」の 3 品目を新たに指定しました。

1. 伝統的工芸品の新規指定等について

埼玉県の「行田足袋」、東京都、埼玉県、神奈川県の「江戸押絵」、大阪府の「浪華本染め」は、令和元年 9 月 18 日に開催した産業構造審議会製造産業分科会伝統的工芸品指定小委員会において審議を行った結果、新規指定することについて了承されたことから、本日、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました（最近の新規指定状況は参考 1 を御参照下さい）。これにより、伝統的工芸品は 235 品目となります（指定品目一覧は参考 3 を御参照下さい）。

2. 新規指定品目の概要

(1) 行田足袋

行田足袋は埼玉県行田市において生産される足袋です。江戸時代の中頃から特産品としてその名が知られるようになりました。江戸や東北地方にも出荷されました。明治時代後半にミシンが導入されると生産量が増加し、行田は全国一の足袋の産地となりました。現在まで、長い伝統を保持し、和装文化に欠かせないアイテムとなっています。



(2) 江戸押絵

江戸押絵は、江戸時代より「歳の市」が行われる浅草周辺で多く生産され、関東大震災や戦災による疎開などのために現在は生産者が近県にもいます。かつては江戸三座といわれる芝居小屋が浅草にあり、歌舞伎の衣装、風俗などを題材に、日本画の画法も交えながら発展し現在に至っています。現在の江戸押絵は羽子板、肖像画、額装、また、屏風や団扇などの装飾にも使われています。



(3) 浪華本染め

浪華本染めは、模様手拭を量産化する目的で、明治時代に大阪で開発された日本固有の染色法です。一般に注染と呼ばれており、繊細な図柄や鮮明な発色が特徴で、この染色法を応用したゆかたが評判を呼び全国に広まりました。差し分けやぼかしなどの技法を用いて表裏両面から染めるので、風合いのある染め上がりになります。現在は、手ぬぐい、ゆかたのほか、日傘やアロハシャツ、コースターなど各種日用品に用途は広がっています。



(参考) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法に基づいて指定※する伝統的工芸品は、同法に基づく各種振興施策の対象となります(法律の関連規定の抜粋は参考2を御参照ください)。

※5つの要件(①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること)を満たすことが必要です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室長 亀山

担当者：今利、大塚

電話: 03-3501-1511(内線 3896~8)

03-3501-3544(直通)

03-3501-0316(FAX)

(参考1)

伝統的工芸品の最近の指定状況

指定日	工芸品名
平成 25 年 12 月 26 日	①秩父銘仙、②越前箪笥、③山鹿灯籠、④岡崎石工品(変更)
平成 26 年 11 月 26 日	①江戸硝子
平成 27 年 6 月 18 日	①仙台箪笥、②江戸鼈甲、③東京アンチモニー工芸品
平成 29 年 1 月 26 日	①尾張仏具、②長崎べっ甲、③南風原花織
平成 29 年 11 月 30 日	①奥会津昭和からむし織、②千葉工匠具、③東京無地染、④越中福岡の菅笠、⑤三州鬼瓦工芸品
平成 30 年 11 月 7 日	① 奈良墨、②三線

(参考2)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)抄

(伝統的工芸品の指定等)

第 2 条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
 - (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
 - (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
 - (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されること。
 - (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。
- 2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。
- 3・4(略)
- 5 経済産業大臣は、第 1 項及び第 2 項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別な事由があると認める場合(事項に規定する場合を除く。)には、産業構造審議会の意見を聴いて、第 2 項に規定する指定の内容を変更することができる。

(参考3)

伝統的工芸品の指定品

令和元年11月20日現在

地 域 別	都 道 府 県 別	指 定 品 目 数	品 目 名
北海道	北海道	2	二風谷イタ 二風谷アットウシ
	青森	1	津軽塗
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂筆筒 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こけし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台筆筒
	秋田	4	樺細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形鋏物 置賜袖 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布
	福島	5	会津塗 大堀相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工 奥会津昭和からむし織
	計	23	
関東・甲信越	茨城	3(1)	結城紬 笠間焼 真壁石燈籠
	栃木	2(1)	結城紬 益子焼
	群馬	2	伊勢崎紬 桐生織
	埼玉	5(1)	江戸木目込人形 春日部桐筆筒 岩槻人形 秋父銘仙 行田足袋
	千葉	2	房州うちわ 千葉工匠具
	東京	18(1)	村山大島紬 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿 江戸指物 江戸からかみ 江戸切子 江戸節句人形 江戸木版画 江戸硝子 江戸べっ甲 東京アンチモニーワーク芸品 東京無地染 江戸押絵
	神奈川	3	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器
	新潟	16(1)	塙沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塙沢 加茂桐筆筒 新潟・白根仏壇 長岡仏壇 三条仏壇 燕鎌起銅器 十日町絣 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 羽越しな布 越後三条打刃物
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手影印章
	長野	7	信州紬 木曽漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曽ろくろ細工 信州打刃物
	計	59	
	岐阜	5	飛驒春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
	愛知	14	有松・鳴海紋 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 尾張仏具 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐筆筒 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 潬戸染付焼 三州鬼瓦工芸品
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	27	
北陸	富山	6	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 庄川挽物木地(材料) 越中福岡の菅笠
	石川	10	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀織 金沢箔(材料)
	福井	7	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼 越前筆筒
	計	23	
近畿	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子紋 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繡 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	8	大阪欄間 大阪唐木指物 堆打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐筆筒 大阪金剛簾 浪華本染め
	兵庫	6	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物
	奈良	3	高山茶筌 奈良筆 奈良墨
	和歌山	3	紀州漆器 紀州筆筒 紀州へら竿
	計	40	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜絣 出雲石燈ろう
	島根	4(1)	出雲石燈ろう 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
四国	計	16	
	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍じら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
九州	計	9	
	福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米絣 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
	長崎	3	三川内焼 波佐見焼 長崎べっ甲
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん 山鹿灯籠
	大分	1	別府竹細工
	宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼
沖縄	計	21	
	沖縄	16	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球絣 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織 南風原花織 三線
合 計		235	

(注) 指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県・経済産業局と重複する内数をあらわしている。